

## 8月定例教育委員会議事録

1 日 時 平成29年8月22日(火) 午前10時00分から午前11時17分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 301会議室

3 出席委員 委員 宮司 葉子  
委員 白石 喜久美  
委員 石丸 哲史  
委員 釜瀬 計  
教育長 遠矢 修

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長塔野賢一、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長の野仁視、教育政策課指導主事守浩一郎、子ども育成課長村上治彦、子ども育成課社会教育主事薄伸也、図書課長織戸由美子、郷土文化課長吉原賢治、文化スポーツ課参事古沢昭一、学校管理課給食係長北島有紀、郷土文化課主幹兼文化財係長白木英敏、教育政策課政策係長廣渡惠三、教育政策課政策係企画主査吉田宏枝、教育政策課政策係八木孝平

※傍聴 なし

5 (7/25定例) 議事録の承認(資料1) <承認>  
(7/31臨時) 議事録の承認(資料2) <承認>

### 6 議案

①議案第16号 「宗像大社みあれ祭」を宗像市指定無形民俗文化財に指定すること  
について(資料3及び当日配布資料) <承認>

【郷土文化課長】 宗像市文化財保護条例第28条第1項の規定に基づき、「宗像大社みあれ祭」を宗像市指定無形民俗文化財に指定したいので、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第1項第17号の規定により、教育委員会に付議するものです。

【郷土文化課主幹】 提案理由は、「宗像大社みあれ祭」を宗像市指定無形民俗文化財に指定することについて、平成28年8月29日に開催された宗像市文化財保護審議会に諮問したところ、平成29年8月17日に開催された同審議会より指定相応との答申が出されました。つきましては、「宗像大社みあれ祭」を宗像市指定無形民俗文化財に指定するため、議案を提出しております。配布資料の中に宗像市文化財保護審議会から教育委員会宛に提出された答申書がございます。文化財の区分は市指定民俗文化財です。名称につきましては、「宗像大社みあれ祭」です。範囲につきましては、宗像三女神が集う日であり、9月上旬頃に行われる沖ノ島の田心姫の神を大島に迎える神事に始まり、宗像大社秋季大祭の初日である10月1日に行わ

れる中津宮から神湊までの海上神幸を経て、宗像三女神が合流した後、陸上神幸を経て辺津宮に迎えるまでという範囲でございます。所有者及び権限に基づく占有者並びに管理責任者、管理団体の氏名又は名称及び住所につきましては、宗像大社海洋神事奉賛会であり、事務局は宗像大社社務所内でございます。指定の理由の概要につきましては、「宗像大社みあれ祭」は昭和37年（1962年）に宗像大社において中世に行われた祭事を参考に考案・整備された祭りでございます。考案する際は、様々な文献のモデルとなりました御長手神事に着目し、復興されております。海上神事につきましては、100艘以上の船による海上パレードが行われていました。また、昭和42年ごろからは陸上神幸も始まっております。一時中断した時期もございしますが、平成23年に復活しております。お祭りとしては、開催から55年と比較的歴史の短いお祭りではございますけど、中世以来の伝統をひきつぐものがみられ、季節の風物詩としてマスコミに取り上げるなど、宗像市の無形文化財としての価値は大変大きいものでございます。また、現在各地で試みられている伝統的祭事の復興という意味では非常に先進的・先駆的な事例としても注目されています。とりわけ、世界遺産に登録された『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』を象徴する祭事と位置づけられ、今後も永く保存成長されるべき文化財だということです。

【石丸委員】 指定の理由の5番目の段落に、「さらに昭和42年頃」というところと、それから2行先に「昭和50年頃」と記載があります。この「頃」という表現ですが、はっきりした時期がわからないということでしょうか。昭和40年代、50年代という意味なのか、昭和42年、50年から1、2年の誤差があるという意味なのかということをお教えください。

【郷土文化課主幹】 これにつきましては、様々な宗像大社に関する各種文献等を調べております。昭和42年以降であるのは間違いないですけども、決め手となるような文献等がございませんでしたので、このような表現になっております。

【白石委員】 調査調査の範囲を広げていただいて、「頃」という表現をなんとか確定させることはできないでしょうか。今後は世界遺産も絡んできますし、確定して記載した方がよいのではないかと思います。

【郷土文化課主幹】 「宗像大社みあれ祭」を宗像市指定無形民俗文化財に指定することについて、2年ぐらい調査をしておりますけど、「宗像大社みあれ祭」は規模が大きいこともあり、文化財保護審議会からも継続的に調査をして精度を高めるようにと言われております。今回の答申につきましては「頃」という表現になっておりますが、確定した表現にできるよう今後も調査を進めることは考えております。

【石丸委員】 昭和42年、50年と一桁まで記載しているのに「頃」という表現には違和感があります。他の年代が正確に記載されておりますので、なおさら違和感があります。もし可能であれば、昭和40年代前半とかの表現には変更できないのでしょうか。

【郷土文化課長】 私も各種文献等を拝見させていただいておりますが、各種文献ではできるだけ近い年代を書いて、「頃」と表現しているものが多いように思います。昭和40年代前半という表現でも構わないと思うのですが、わかるところまで指定して登録しているものをよく見かけます。それに習って、この答申書はまとめて書いてあるものと思われる。

【石丸委員】 いずれにしても、昭和42年、昭和50年ではないわけですね。

【郷土文化課長】 昭和42年、昭和50年ではございません。これからも調査を進めてま

いますので、確定すれば再度、報告させていただきたいと思います。

【白石委員】 この時期というのはあやふやな時期で、調査を進めるのが難しいかもしれませんが、世界遺産に決定されて、これからも地域に根差したお祭りとして、宗像市に残っていくお祭りだと思いますので、今後も調査を進めていただきたいと思います。

【遠矢教育長】 その他、何か質問等ございますか。

【各委員】 特にありません。

【遠矢教育長】 議案第16号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第16号議案は承認されました。

②議案第17号 宗像市立義務教育学校の設置等に関する基本方針(案)の策定及びパブリックコメントの実施について(資料4、別添資料及び当日配布資料)  
《継続審議》

【教育子ども部長】 宗像市立義務教育学校の設置に関する基本方針(案)の策定及びパブリックコメントの実施について、昨年4月に新たな学校種として義務教育学校が設置できるようになりました。宗像市では小中一貫教育を長年取り組んできましたが、小中一貫教育のさらなる発展に向けた義務教育学校の基本方針がございませんでしたので、その基本方針を策定するものでございます。

【阿部主幹指導主事】 基本方針(案)につきましては、調査研究報告書に基づいて作成しておりますので、まずは調査研究報告書から説明いたします。2、3ページをご覧ください。まず、全国の義務教育学校の状況を把握するために、アンケート調査を行いました。調査対象校は施行初年度である平成28年度に義務教育学校として開校した22校及び本年度に九州で新たに義務教育学校を開校した9校の計31校です。また、近隣の佐賀県、熊本県で設置されている義務教育学校4校について視察を行いました。さらに、義務教育学校を設置した近隣の教育委員会への聞き取り調査として八女市、佐賀県の大町町と多久市、熊本県の高森町に聞き取り調査を行っております。それらの調査結果を総合して、調査研究報告書を作成しております。アンケート調査では31校中24校から提出がありました。アンケートの結果の説明については割愛させていただきます。

それでは、宗像市立義務教育学校設置等に関する基本方針(案)について説明いたします。2ページの「はじめに」というところについて、全国で小中一貫教育を推進している中で、義務教育学校の設置における法整備までの流れについて記載しているところです。3ページの「1 基本方針」について、ここに記載されている3つの条件が整えば、義務教育学校の設置をめざしていくという方針です。1点目について、中学校区すべての児童生徒が、一つの校舎で学ぶことのできる「施設一体型」校舎であることとしております。ただし、離島がある中学校区の場合、離島がある学校についてはこの限りではありません。「施設一体型」校舎については、一つの敷地の中に校舎が一体となっており、または、一つの敷地の中に隣接する2つの校舎が建っているが、その間に渡り廊下等が整備されて、児童生徒の行き来が日常的にできる状況であると考えてもらえればと思います。2点目について、義務教育学校設置時の学級数が27学級以下であり、ただし、特別支援学級を除くこととしております。この27学

級は1学年が3学級ということです。義務教育学校は、1学年2から3学級で、18学級以上27学級以下が基本的な標準であると文部科学省が基準を設けております。宗像市としても、9学年同居するわけですので、1学年3学級の27学級を上限として考えているところでございます。視察の中でお聞きしたところによると、9学年の学級数に対応して、教職員が配置されるわけですから、児童生徒の人数も1,000人を超える組織になります。それに伴い教職員の人数も80人ぐらいの組織になり、運営がしづらいということもあるとお聞きしております。聞き取り調査でも2、3学級が一番学校運営には適しているという声もいただいているので、宗像市では、特別支援学級を除く、27学級以下を1つの目安とすることにしております。

3点目について、遠距離通学の児童生徒に対して通学時の安全対策が十分にとられていることとしております。中学校は通学距離が6km以内と基準が定められていますが、当然ながら義務教育学校になると校区が広がります。そういうところにつきましては、スクールバス等の運用を含めて子どもたちの通学時に関する安全確保を行っていくこととしております。以上の3つの条件を満たす状況である、または、今後満たす準備が整っている状況であれば、義務教育学校として設置いくこととするということでございます。4ページの「2 設置のに向けた留意事項」について、4点記載しております。1点目について、教育委員会は市民に対して、義務教育学校の周知を行うとともに、教育委員会及び義務教育学校となる中学校区内にある小中学校にあつては、中学校区内の地域保護者に対して設置に向けた説明協議の場を設定することとしております。今回の調査を受け、設置する際に保護者への周知が難しいという回答がありましたので、設置に向けては校区内の保護者地域の方々と十分に協議して、設置へ向けた説明協議の場を設けるというこういう手順を踏んでいくこと大事であると感じました。2点目は義務教育学校となる中学校区内にある小中学校は、中学校区内に「義務教育学校設置検討委員会（仮名）」を設置し、義務教育学校の運営にかかる事項について地域保護者の意見を聞きつつ、協議設定すること。また、今後の学校運営についても地域とともにある学校づくりを進めていくため、必要に応じコミュニティ・スクールの設置についても協議検討することとしております。文章が2つございますが、1つ目は具体的にその学校を義務教育学校として設置していくことになった時には、校歌の問題とか学校行事とか様々な問題が出てきます。これについては、学校の中に設置委員会を作って、地域の代表、保護者の代表と一緒に考えて規定を作っていくこととしてございます。また、2つ目は調査結果から義務教育学校になると地域との関わりが非常に強くなり、地域の中の学校という意識も高まったという回答もございますので、国が推進しているコミュニティ・スクールについての協議も行っていく必要があるのではないかと考えております。3点目について、義務教育学校となった学校は、宗像市第Ⅱ期小中一貫教育基本方針を基盤としつつ、新たな義務教育学校制度を生かし、特色ある教育活動を地域保護者とともに創造していくこととしております。義務教育学校は、宗像市が今まで推進してきた小中一貫教育を基盤として設置するものであつて、新しい制度のもと設置するわけではないので、義務教育学校は小中一貫教育の基本方針に基づいて設置することを謳っているものです。また、特色ある教育活動が地域とともに行われておりますので、この制度を活用しながら地域とともに教育活動を行っていくことを謳っております。4点目について、教育委員会は小中学校両免許を併有した教員の配置などを含め義務教育学校となった学校に対し、人的支援を積極的に行っていくと共に、福岡県教育委員会等に対し、助言・支援を積極的に求めることとして

おります。義務教育学校の制度を活用するという事は、小中学校の両免許を有した者が必要ですが、そこまで条件が整っていないのが現状です。その状況を好転させるために、教育委員会から両免許を持った教職員を義務教育学校に配置していただくよう要望を出す必要があると思っております。以上が留意事項になります。最後に、「3 その他」について、この基本方針は今後の社会情勢や教育制度の変化など、方針に影響を与える変化が生じた場合は必要に応じて見直すこととしております。

【宮 司 委 員】 4ページの「2 設置に向けた留意事項」の2つ目のところについて、コミュニティ・スクールというものがよくわからないので教えてください。

【阿部主幹指導主事】 コミュニティ・スクールは全ての学校が推進していくよう国から方針がでておりまして、地域とともに運営していく学校ということです。現在、宗像市が実施している学校運営教育委員会もほぼコミュニティ・スクールとしての機能は果たしていますが、何が違うかと申しますと、学校運営評議委員会には承認事項がございませんが、コミュニティ・スクールは地域や保護者の代表の承認が必要になるということです。あえてコミュニティ・スクールと記載させていただいたのは、今回の調査の中で、義務教育学校が多く、学校がコミュニティ・スクールを実施しておらずし、義務教育学校になることによって本当に地域の学校という意識が非常に高まったという意見がたくさんありましたので、コミュニティ・スクールの推進も併せて考えていくべきではないかと考え、コミュニティ・スクールと記載させていただいております。コミュニティ・スクールについては補足説明として注釈を記載させていただきたいと思っております。

【石 丸 委 員】 4ページの「2 設置に向けた留意事項」の2つ目の3つ目のところについて、2つ目には2つの文章がありますが、後半のコミュニティ・スクールの文章は3つ目の文章との関わりがあると思うので、その辺りの文章を整理された方がいいのではないかと思います。

【阿部主幹指導主事】 その辺りの文章構成につきましては、宗像市が実施してきた小中一貫教育をベースに義務教育学校を設置し、その先の展開としてコミュニティ・スクールがあることを鑑みながら、文章の構成を検討させていただきます。

【釜 瀬 委 員】 基本方針(案)の中に教育委員会の姿勢や方針を、積極的に記載した方がいいと思っております。宗像市は今まで小中一貫教育を推進してきたこと、その延長線上の義務教育学校の設置を積極的に推進していくようなことを記載することはいかがでしょうか。

【教育子ども部長】 2ページの「はじめに」のところに、小中一貫教育を推進してきた教育委員会の姿勢や方針を記載したらいいのかなと思っておりますので、検討させていただきます。

【石 丸 委 員】 コミュニティ・スクールを導入したところは、小学校のコミュニティ・スクールと中学校のコミュニティ・スクールの連携を感じ、小中学校をどうやって連携していくかというところに苦勞されております。宗像市では先に小中一貫教育を推進しておりますので、コミュニティ・スクールの設置はスムーズにいくと思っております。そのようなことも「はじめに」のところに、宗像市として独自性と合理性を前面に押し出せるのではないかと思います。

【白 石 委 員】 今後のスケジュールはどのようになっていますか。

【教育政策課長】 今後、教育委員会で承認いただけましたら、教育委員会の基本方針とし

て案を固め、9月4日から10月5日までの期間でパブリックコメントを実施し、市民の意見を求めます。その後、市民からの意見等に基づいて、修正がありましたら修正をし、教育委員会の基本方針としてまとめたいと思います。

【白石委員】基本方針を固める前に、家庭配布等による保護者への周知はございますか。

【阿部主幹指導主事】基本方針を固める前は、パブリックコメントとして市民に意見を求めることとなります。市民個人に対して基本方針（案）を家庭配布するようなことはありません。

【宮司委員】現在、宗像市で小中学校の両免許を持っている教職員はどのくらいいらっしゃるのですか。

【阿部主幹指導主事】今、把握できる資料を持ち合わせておりませんので、どの程度の割合かということとはわからないのですが、国の調査で全国に比べて、福岡県は小中学校の両免許を持っている教職員の割合が低いことは把握しております。

【宮司委員】これから新しい免許を取得することは可能ですか。

【阿部主幹指導主事】それは可能です。今後は大学生時に小中学校の両免許を取得する人が増えてくるのではないかと思います。

【遠矢教育長】小中学校の両免許を取得することについては、県内の市町村全体からの要望で取得しやすい環境を整備するよう福岡県教育委員会に要望しているところでございます。

【阿部主幹指導主事】まだ始まったばかりの制度でございますので、義務教育学校の教職員の全員が小中学校の両免許を取得している状態になるのは、10年、20年も先のことではないかと思えます。

【遠矢教育長】様々なご意見をいただきましたが、パブリックコメントの実施前に修正案を再度、教育委員会で審議していただいた方がよろしいかと思えます。

【石丸委員】パブリックコメントで適切な意見をいただくためには、できるだけわかりやすい基本方針（案）にしておくことで誤解のない意見をいただけたらと思います。

【遠矢教育長】まとめると全体的な枠組みはこれでいいが、表現の仕方をもう少し工夫する必要があるような意見がでましたので、その辺りを修正し、再度、教育委員会で審議していただくということによろしいでしょうか。

【各委員】はい。

【遠矢教育長】全員の同意を得ましたので、次回、再度、審議いたします。

## 7 報告

【教育子ども部】

〈図書課〉

- 1 小学生読書リーダー養成講座実施報告について（資料5）
- 2 中学生読書サポーター養成講座実施報告について（資料6）
- 3 「夏休みおはなし会」事業報告について（資料7）
- 4 「夏の夜語り」事業報告について（資料8）
- 5 「夜の図書館で読もう！」事業報告について（資料9）

- 5 「夜の図書館で読もう！」事業報告について（資料9）
- 6 「理科読ボランティア養成講座」事業報告について（当日配布資料）
- 7 「Let's理科読（世界一行きたい科学ひろばin宗像2017）」事業報告について（当日配布資料）

<教育政策課>

- 1 秋季実施運動会・体育祭への出席について（資料10）
- 2 行政報告（資料11）
- 3 後援報告（資料12）

8 イベント周知

- 1 第37回むなかた文化祭（別添パンフレット）
- 2 本の交換会について（別添チラシ）

【遠矢教育長】 次回開催予定日は、平成29年9月26日火曜日の午前10時から301会議室にて開催します。

平成29年9月26日

遠矢 修

---

釜瀬 計

---